

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●金融検査マニュアル</b>			
1	全般	<p>検査の運用に当たっては、各金融機関の規模、特性その他の個別の状況等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとしているが、特に信用組合の規模や地域、業域、職域といった特性に十分配慮した対応を現場の検査官に周知徹底願いたい。</p>	<p>検査の運用に当たっては、従来より、各金融機関の規模、特性その他の個別の状況等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮しており、今後も同様の対応を行います。</p>
2	金融円滑化編 チェックリスト 全般	<p>金融円滑化編チェックリストについては、中小企業金融円滑化法第2条第1項に規定する金融機関のみを対象としている一方、留意事項において「金融の円滑化は、金融機関の重要な役割の一つであることから、同法の期限が到来した後の検査においても、一般的に金融円滑化に資する部分は当該チェックリストが適用される」としている。金融の円滑化が重要であるとすれば、同チェックリストの適用対象を、同法の対象金融機関に限定する必要性はないと考えるが如何か。</p> <p>また、同法の対象金融機関であっても、実際の業務として中小企業等融資を行っていない金融機関も少なからず存在する。この場合、金融円滑化の趣旨は踏まえつつも、業務特性等に鑑みて「金融円滑化編チェックリスト」の記載とは相当程度異なる態勢整備を行うことも許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>中小企業金融円滑化法第2条第1項の規定する金融機関から除かれる外国銀行の在日支店については、中小企業向け融資等が少ないと考えられます。このため、金融円滑化編チェックリストの対象から除いていますが、業務の特性等を踏まえ、金融円滑化の観点から必要があれば、適宜検証することとなります。なお、経営管理態勢、信用リスク管理態勢、顧客保護等管理態勢については、金融円滑化の観点から所要の改定を行っており、これらは従来どおり預金等受入金融機関が対象となります。</p> <p>また、金融検査マニュアルの各チェック項目については、その水準の達成を直ちに義務付けるものではなく、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用とならないよう配慮し、チェック項目に記述されている字義どおりの対応がなされていない場合であっても、一律に不適切とするものではありません。</p>

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●金融検査マニュアル			
3	金融円滑化編 チェックリスト 全般	<p>中小企業金融円滑化法では「金融機関」の定義について「この法律の施行地外に本店を有するもの」を除外しているが、金融円滑化チェックリストや各検査マニュアルの改定部分についても対象とならないことを明らかにすべきではないか。</p>	<p>金融円滑化編チェックリストについては、留意事項において中小企業金融円滑化法第2条第1項に掲げる金融機関を対象とする旨記載しております。</p> <p>なお、中小企業金融円滑化法第2条第1項の規定する金融機関から除かれる外国銀行の在日支店については、中小企業向け融資等が少ないと考えられます。このため、金融円滑化編チェックリストの対象から除いていますが、業務の特性等を踏まえ、金融円滑化の観点から必要があれば、適宜検証することとなります。</p> <p>また、それ以外のチェックリストについては外国銀行の在日支店も対象となりますが、各チェック項目の水準の達成を直ちに義務付けるものではなく、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用とならないよう配慮し、チェック項目に記述されている字義どおりの対応がなされていない場合であっても、一律に不適切とするものではありません。</p>
4	金融円滑化編 チェックリスト 全般	<p>本チェックリストに基づいた金融円滑化管理態勢の整備については、かなり困難な作業と考えられるので、経過措置等の配慮をお願いしたい。</p> <p>また、金融円滑化マニュアルに、どのような場合に債務者からの申込みに応じないことができるかについて記載しても差し支えないか。</p>	<p>今回の金融検査マニュアルの改定のうち、態勢整備に関する部分については、平成22年2月1日より適用されます。</p> <p>また、金融円滑化マニュアルについては、債務者からの申込みに応じないことができる場合の基準等を記載しても差し支えありませんが、その場合においては、機械的・画一的な基準等ではなく、債務者の実態を踏まえた適切な判断ができる基準等である必要があります。</p>
5	金融円滑化編 チェックリスト 全般	<p>金融機関は、債務者からの申込みに応じない正当な理由があることについて、例えば検査の過程で事実上立証することを求められることになるとの理解でよいか。</p> <p>また、検査当局が検査の過程で金融機関の個別の債務者からの申込みを拒む理由を厳格にチェックする場合、行政調査を超える行政指導に該当して行政手続法に基づく行政指導の規律の適用対象になり得ることに留意する必要があるとの理解でよいか。</p>	<p>検査部局の使命は、「金融検査に関する基本指針」(平成17年7月1日公表)にもあるように、金融機関の態勢等を検証し、その問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認することであるとされており、検査において、行政手続法に基づく行政指導を行うこととはしてありません。</p> <p>また、実際の検査においても、「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項」にもあるように、金融機関が経営判断で決すべき個別の与信判断の是非には介入しないよう留意いたします。</p>

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●金融検査マニュアル</b>			
6	金融円滑化編 チェックリスト 全般	金融円滑化編チェックリストや各検査マニュアルの改定部分において、「顧客」又は「債務者」等となっている箇所については、中小企業金融円滑化法で定義されている「中小企業者」、「住宅資金借入者」に改めるべきではないか。もし、「顧客」、「債務者」を法と異なる範囲とするのであれば、その考え方を示してほしい。	健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つであり、金融機関には、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されています。こうした観点から、金融円滑化編チェックリストや各検査マニュアルの改定部分の対象となる与信は、中小・零細企業等といった文言がない限り、大・中堅企業を含め全ての与信としており、また、一般に金融円滑化に資する部分については、中小企業金融円滑化法が失効した後においても適用されます。
7	金融円滑化編 チェックリスト 全般	総合口座の預金担保自動貸付け及び国債等担保自動貸付けは、金融検査マニュアルに規定される「方針・内部規定等の策定」、「金融円滑化に係る管理の実施」等の対象外と考えてよいか。	金融円滑化編チェックリストについては、すべての与信について適用されます。 なお、検証に当たっては、金融機関の規模や特性、商品特性を踏まえることとしており、機械的・画一的な運用は行わないこととしております。
8	金融円滑化編 チェックリスト I. 検証ポイント	「金融機関が顧客の経営実態等を踏まえて、適切に貸付条件の変更等を行うことの確保」を金融円滑化の定義の一つとして規定しているが、金融機関が適切に判断した結果、貸付条件の変更等を行わないことが適切と判断した場合には、貸付条件の変更等を行わないことも認められるのであれば、その趣旨を明確にすべきではないか。	貸付条件変更等の申込みに対し、顧客の経営実態等を踏まえて適切に判断することを求めており、ご意見の趣旨は明記していると考えます。
9	金融円滑化編 チェックリスト I. 検証ポイント	中小企業金融円滑化法の失効後において、「中小企業者等金融円滑化法第6条に規定する必要な措置」については残らないとの理解でよいか。	「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項」において、中小企業金融円滑化法の期限が到来した後の検査においても、一般的に金融円滑化に資する部分は金融円滑化編チェックリストが適用されると記載しています。したがって、中小企業金融円滑化法が直接関連する部分は、必要に応じて失効することとなります。

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●金融検査マニュアル</b>			
10	金融円滑化編 チェックリスト I. 1. ①	金融円滑化管理の担当取締役について記載があるが、金融機関の規模や特性等に応じて、取締役ではなく執行役員を金融円滑化管理の担当とする扱いでもかまわないか。	金融検査マニュアルの留意事項(3)③にあるとおり、取締役でない執行役員が担当取締役の役割と責任を担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について、取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証することになります。
11	金融円滑化編 チェックリスト I. 1. ①	金融円滑化管理の担当取締役が金融円滑化管理責任者となっても差し支えないか。	貴見のとおりです。
12	金融円滑化編 チェックリスト II. 1. (1)② ロ、ニ.	「信用リスク管理部門が遵守すべき事項に関する取決め」、「顧客の事業価値を適切に見極める能力の向上に関する取決め」とは、どのような内容を取り決める必要があるのか、もう少し具体的に示していただきたい。	例えば、経営改善計画策定支援に関する取決め(どの部署で策定支援しどこまで承認を得るか等)や、目利き能力向上のための取決め(どの部署が目利き能力向上のための研修等を実施するか等)などが考えられます。
13	金融円滑化編 チェックリスト II. 1. (1)③ ニ.	「長期未済案件の発生防止」の長期とは、どの程度の期間を意味するのか。	融資商品の特性等を踏まえて判断する必要があり、一律に期間を提示することは適当でないと考えます。
14	金融円滑化編 チェックリスト II. 1. (2)⑤	「不適切又は不適切なおそれのあるもの」とは具体的にはどのような場合を想定しているのか。	例えば、Ⅲ. 個別の問題点に記載している項目に照らし、不適切又は不適切な取扱いであったおそれがあると判断されるものなどを想定しています。
15	金融円滑化編 チェックリスト II. 1. (2)⑤	「金融円滑化管理責任者は、信用リスク管理部門や顧客説明管理責任者等と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時・適切に情報を取得しているか。」とあるが、「不適切又は不適切なおそれのあるもの」とは、「不適切であると断定できる対応又は不適切であると断定はできないが疑われる対応」と理解してよいか。	貴見のとおりです。



## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●金融検査マニュアル</b>			
16	金融円滑化編 チェックリスト Ⅲ. 1. ②(i)	「顧客の理解と納得を得るための説明に努めているか」の「納得」を削除すべき。	顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行うよう努めることが重要であると考えています。なお、最終的に納得が得られない場合も考えられますが、この場合においては、その後の適切な対応(顧客サポート等)が必要と考えます。
17	金融円滑化編 チェックリスト Ⅲ. 1. ③ (iv)～(vi)	住宅資金借入者から申し出があった場合に、住宅金融支援機構以外の「他の金融機関」とも「緊密に連携」を図ることを求めているように記載されているが、住宅金融支援機構以外の「他の金融機関」と連携を図るべき場合としてどのような場合が想定されるか。	住宅資金借入者については、Ⅲ. 1. ③(iv)～(vi)は適用されません。なお、ご意見を踏まえ、趣旨を明確化するため修正をいたしました。
18	金融円滑化編 チェックリスト Ⅲ. 2. ②(i)	参考1に「金融機関間での団塊世代の退職者の活用」とあるが、「中小・零細企業等」に対する支援とどのような関係があるのか。	例えば、「目利き能力」の優れた退職者を活用し、中小・零細企業等の実態に即した適切な融資判断等が行える人材の育成等を図ることなどが考えられます。
19	金融円滑化編 チェックリスト Ⅲ. 2. ③(ii)	金融機関は、プロパーで対応できる先であっても、保全バランスや今後の資金需要の動向・景気の先行き等も考え、保証協会の利用を推奨するケースがあるが、「保証制度を利用した当該金融機関の債権保全強化を推進」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。	営業店に対して、債務者の実態を考慮することなく、一律に保証協会の利用を推奨するよう指示している場合などを想定しています。
20	金融円滑化編 チェックリスト Ⅲ. 3. ③ (i)、(ii)	「指導・協議・要請等」とあるが、保証会社は金融機関から指導等を受けたり、協議に応じる義務はないため、「要請」としていただきたい。	保証会社が子会社であるケースもあり、そのような場合は当該金融機関が指導等を行う立場にあると考えます。
21	金融円滑化編 チェックリスト Ⅲ. 3. ③(ii)	「住宅ローン債権を保証会社が代位弁済により取得する場合、保証会社が適切な回収を行うよう、指導・協議・要請等を行っているか。」とあるが、金融機関が代位弁済を受けた後は、保証会社と債務者が債権債務の関係となるため、当該保証会社に対して第三者となった金融機関が「指導・協議・要請等」することは困難である。 当該項目はどのような場合を想定しているのか、具体的に示していただきたい。	保証会社が子会社であるケースもあり、そのような場合は当該金融機関が指導等を行う立場にあると考えます。 また、代位弁済を受けた場合でも、保証会社による不適切な回収について、顧客から金融機関に苦情・相談が寄せられるようなケースでは必要に応じ保証会社に対し要請を行うことも考えられます。

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●金融検査マニュアル</b>			
22	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)	<p>「ロ」は中小企業者等、「ニ」は中小企業、「ホ」は中小・零細企業等と使い分けている理由はなにか。</p> <p>また、「ロ」「ニ」については「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」(概ね3年後に正常先となる計画)かどうか、「ホ」については「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」(5年後に正常先(経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおりの場合は10年後も可)となる計画)かどうかにより判断するという理解で良いか。</p>	<p>「ロ」に「中小企業者等」とあるのは、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の「中小企業者等」です。「ニ」の「中小企業」と「ホ」の「中小・零細企業等」は同一の範囲を指すものです。これらの定義は特に設けられておらず、実態を踏まえて判断していただく必要があります。</p> <p>また、「ホ」と同様、「ロ」「ニ」についても、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画(5年後に正常先(経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおりの場合は10年後も可)となる計画)かどうかにより、判断することとなります。</p>
23	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)	<p>「ロ」の記載内容は中小企業金融円滑化法の適用期間のみの時限措置か。また、「ニ」「ホ」の改定は恒久措置か。</p>	<p>「ロ」に今回追加された部分については、中小企業金融円滑化法が効力を有する期間のみの時限措置です。また、「ニ」「ホ」については貴見のとおりです。</p>
24	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)	<p>本項は、住宅ローン等事業性資金以外の消費性資金のみを融資している個人債務者を対象としていないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
25	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)ニ.	<p>「貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、」との記載があるが、例えば、経営再建計画の策定に取り組んでいる中小企業等で、1年を超過した場合や客観的に1年を超えることが明らかとなった場合でも機械的・形式的に貸出条件緩和債権に該当しないと判断に問題はないか。</p>	<p>基準金利を確保しているなど特段の事情がなければ、条件変更後1年以内に計画が策定できない場合、または、1年以内に計画ができないことが判明した場合には、貸出条件緩和債権に該当します。</p>
26	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)ニ.	<p>本項の卒業基準については、既存の条件変更先に対しても適用して差し支えないか。</p>	<p>本改定は、法の施行日前に行われた貸出条件の変更についても適用することが可能です。この場合、「最長1年以内」の起点は、直近の「貸出条件の変更を行った日」となります。</p>
27	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)ニ.	<p>経営再建のための資源等が確認できる計画があるものの複数の金融機関との取引があり、合意に至っていない場合でも最長1年以内に合意に至る見込みがあるときには最長1年間は貸出条件緩和債権に該当しないものとして判断して差し支えないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●金融検査マニュアル			
28	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)ニ.	破綻懸念先に対する債権が貸付条件の変更等の対象債権として取り扱われる場合、信用補完措置があったとしても、本来は、債務者の経営改善計画等が合理的かつその実現可能性が高い場合に限り、当該債務者は要注意先と判断されることになるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
29	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)ニ.	今回の改定においては、バーゼルⅡの取扱いについて特段言及はないが、バーゼルⅡの内部格付手法におけるデフォルト確率の推計方法としての一貫性を保つ見地からは、少なくとも観念的には、実質的に債務者の信用状態に変更がなされるものではない限り、デフォルト確率には影響は生じないとの理解でよいか。	今般の措置では、経営改善計画を策定していない場合であっても、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸付金は条件変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないこととされています。そのため、内部格付手法におけるデフォルト事由（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第205条等）に該当しないケースも想定され、その場合には、内部格付手法におけるデフォルト確率に影響しうるものと考えられます。 なお、デフォルト確率の推計において、本措置による基準を過去に遡って適用したデフォルト確率の推計を求めるものではありません。

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●金融検査マニュアル</b>			
30	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2)ホ.	<p>「金融機関が作成した経営改善に関する資料」とあるが、当該資料としては、外部の調査会社や内部の調査部署の結果をもとに金融機関内で当該債務者の経営改善への提案書のようなものを想定しているのか。</p> <p>また、債務者の実態に即して金融機関が作成した資料により貸出条件緩和債権に該当しないとする場合、関係者（他金融機関等）の正式な同意を得ることは困難であることが想定される場合は、実抜計画の要件である「計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること」を満たしているとみなして差し支えないか。</p>	<p>「金融機関が作成した経営改善に関する資料」とは、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画と同様に、概ね5年（概ね計画通りに進捗している場合は10年）以内に正常先（金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は要注意先でも可）となることが確認できる、債務者の実態に即して金融機関が作成した資料を想定しています。</p> <p>また、関係者の正式な同意を得ることが困難であると想定される場合において、当該関係者の支援がなければ5年又は10年後の経営改善の実現が困難ということであれば、貸出条件緩和債権に該当することとなります。</p> <p>なお、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、合意されていることが確認できれば足りると考えます。</p>
31	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5.	<p>今回の改定により、中小企業については「要管理先」と「その他要注意先」が従来と異なる基準で判断されることになるが、貸倒引当金の算出に用いる予想損失率について、過去に遡って貸倒実績率や倒産確率を再計算する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>過去に遡って貸倒実績率や倒産確率を再計算することは実務上困難と考えられることから、本項目を反映した「要管理先」、「その他要注意先」の貸倒実績率や倒産確率が算出されるまでの間は、従来の基準に基づく貸倒実績率等を用いて引当を行っても差し支えないと考えます。</p>
32	別冊 〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5.	<p>貸出条件緩和債権関係Q&amp;Aの（問10）において、住宅ローン等の提携商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合等には、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いないと認められ、貸出条件緩和債権に該当しないとあるが、「軽微な条件変更」の定義について明確化していただきたい。例えば、条件変更後の完済時年齢、当初貸出から完済までの期間等が住宅ローンの商品要項内となるような条件変更を、「軽微な条件変更」と考えてよいか。</p>	<p>「軽微な条件変更」の考え方を一律に示すことは適当でないと考えます。なお、貸出条件緩和債権関係Q&amp;Aの問10にあるとおり、金利減免や元本返済猶予等の貸出条件の改定を実施し、当該債務者に対する総合的な採算を勘案しても基準金利と同等の利回りが確保されていない場合であっても、住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合は、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いないと認められ、貸出条件緩和債権に該当しないこととなります。</p>



## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
●金融検査マニュアル			
33	別冊 〔中小企業融資 編〕 検証ポイント 5.	<p>これまでの金融検査マニュアル〔中小企業融資編〕等の改定によって、中小企業向け融資については柔軟な貸出条件の変更等の対応が可能となったが、住宅資金に係る貸出条件の変更等については特段の見直しが行われていないため、十分な金融円滑化を図ることができずにいる。</p> <p>住宅資金の金融円滑化に資するような見直しについても別途ご検討いただきたい。</p>	<p>住宅資金借入者に対して貸付けの条件の変更等を行った場合において当該借入者に係る貸出金が貸出条件緩和債権に該当するか否かの判断は、従来どおり、監督指針や貸出条件緩和債権関係Q&amp;A、金融検査マニュアルに基づいて行うこととなります。</p> <p>その中では、例えば、住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合や、担保や保証による保全の状況等を勘案して基準金利を確保している場合、特に担保や保証により100%保全されている貸出金において当該貸出金に係る調達コストを確保している場合は、貸出条件緩和債権に該当しないとされています。</p> <p>また、住宅ローンについては、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとされています。</p> <p>このように、住宅ローンについては、その特性を踏まえた対応が既に図られているものと考えます。</p>